

堺市告示第 2 8 6 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 5 の 2 及び堺市市税条例（昭和 4 1 年条例第 3 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人並びに主たる事務所又は事業所を有する個人及び法人に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別に市長が定める日まで延長する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

堺市長 永 藤 英 機

都道府県名	地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町